

広島県告示第三百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成三十年四月十九日までの間、縦覧に供する。

平成三十年四月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道百谷新市線	福山市駅家町大字新山八六三番一地从ら 福山市駅家町大字新山三二九〇番地先まで	平成三〇年四月五日